

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年6月12日

横浜市契約事務受任者  
横浜市道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

鴨橋第三者被害予防措置緊急対応業務委託  
(保安施設の設置、地覆浮きのたたき落とし等)

2 履行場所

南区南太田二丁目9番地先から南太田一丁目52-1地先まで

3 契約日

令和5年3月1日

4 履行期限

令和5年5月31日まで

5 契約金額

56,743円 (うち消費税及び地方消費税5,158円含む。)

6 契約の相手方(名称及び所在)

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号  
首都高速道路株式会社 代表取締役社長 前田 信弘

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

首都高速道路株式会社(以下「首都高」という)のパトロールにて、地覆側面にコンクリートの浮きが確認され、橋梁の桁下利用者(首都高狩場線利用者)への第三者被害が懸念されたため、直ちに応急措置が必要であると判断し、緊急口頭契約による措置を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

履行場所が、首都高速道路を跨ぐ橋梁であるため、「横浜市が管理する道路と首都高速道路公団が管理する首都高速道路とが重複する部分の管理に関する協定」に基づき、横浜市又は首都高が対応することになりますが、このうち即時に対応することが可能な事業者を選定しました。

9 所管課

道路局 橋梁課